

第 1 8 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 平成 3 0 年 7 月 9 日 (月)

午前 1 0 時

場 所 第 1 委員会室

付議事項

- 1 平成 2 9 年度市議会モニター意見の取り扱い等に関する陳情書について
資料 1、2

★地方自治法

(議長及び議員の除斥)

第 1 1 7 条 普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

★山陽小野田市議会委員会条例

(委員長及び委員の除斥)

第 1 8 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

委員の除斥に関する考え方

★全国市議会議長会の見解

「当該委員に対して、辞職を要求するような案件であれば、一身上の事件に該当すると考えるが、内容の是非があるとしても、地方自治法で認められている議会運営委員会の委員長が職責で行ったことである（協議会での対応の部分）ので、除斥案件ではない。」

★最新委員会条例逐条解説（中島正郎著 ぎょうせい）

1020 ページから 1021 ページを抜粋

委員会においても、公正な審査を行うことは本会議の場合と同様であるが、委員長及び委員は一身上の事件又は、従事している業務に直接利害関係がある場合は、①公平な判断が下しにくい、②下してもその証明が困難で、③また誤解を招くおそれもあるので、地方自治法第 117 条の除斥規定に準じ「一身上」及び「利害が直接的であり、かつ具体的、特定の」であれば除斥する。除斥の該当の有無の認定は、委員長が議事整理権に基づいて行うものであるので委員長、委員の除斥事件であれば当該事件が議題となった後退席を求めるべきだし、委員が退席を求める動議を提出することもある。

★第 2 次新訂標準地方議会委員会条例解説（西村弘一著 第一法規）

107 ページから 108 ページを抜粋

1 除斥該当事項

- (1) 「一身上の事件」とは、委員長および副委員長の辞任等当該個人にとって、直接的かつ具体的に密接不可分な利害関係がある事件に限られる。一般的事項についてはたとえ直接的な利害関係があっても該当しない。したがって、その範囲が比較的明確で、何が一身上の事件であるかの判断の必要はほとんどない。
- (2) 「自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」については、その範囲が甚だ不明確である。これに該当するものとしては、議題となっている事件が自己もしくは近親者が従事している業務、たとえば会社の取締役社長、農業協同組合の組合長、PTA 会長あるいは協議会の理事長として取り扱っている業務等直接かつ具体的な利害関係があるものであって、たとえ間接的または反射的でない利害関係があっても該当しない。

2 除斥の認定者

- (1) 除斥に該当するかどうかの認定は、議事整理権に基づく一作用であるから、委員長の職務である。除斥事件でありながら、委員長の不注意のため気付かないようであれば、委員からの注意によって認定することになる。
- (2) いかなる事由があっても、事件の審査に入る前に、当該事件が委員長および委員の除斥に関する事件であるか否かの認定のために、事件の内容そのものの審査に入ることはできない。その理由は、このような審査に入ること自体がすでに除斥事件に該当するからである。
- (3) 地方自治法の改正（昭和31年6月30日 法律第163）で、除斥の範囲が拡大されたので、自己もしくは近親者の従事する業務の範囲と、これらとの直接利害関係の程度の認定が非常に困難であるから、委員会にはかって決定することが適当である。